

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

マージン率 = (派遣料金の平均額 - 労働者賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額

第16期(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

本社	
派遣労働者の数(令和8年6月1日付)	7人
派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	13件
労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	25,904円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	13,812円
マージン率	46.68%

<マージンに含まれる費用>

- ・会社が負担する厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険などの社会保険料
- ・労働者の通勤手当
- ・福利厚生費(資格取得手当、健康診断費など)
- ・教育訓練費(AIツール利用費など)
- ・有給休暇の派遣先に請求できない人件費
- ・待機期間中の人件費
- ・管理部門、営業部門の人件費および活動費
- ・採用に関する求人広告費
- ・オフィス賃料などの事業所運営費
- ・営業利益 など

<教育訓練に関する事項>

- ・新規採用者訓練(入社時教育、ビジネスマナー研修、技術研修等)
- ・技術者訓練(ビジネススキル研修、技術研修等)
- ・管理者教育訓練(管理職研修等)

<労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項>

- ・労使協定を締結しているか否か:締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期:2027年2月28日

<キャリアコンサルティング相談窓口>

recruit@april-knights.com